

令和4年1月31日

関係団体の皆様へ

愛媛県経済労働部長

### 事業復活支援金等の活用について

日ごろから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立に御尽力いただき、感謝申し上げます。

国では、本日から、新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給する「事業復活支援金」の受付を開始しました。この支援金は、業種や所在地を問わず、令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上高が、過去3年間の同じ月の売上高と比較して30%以上減少した事業者が対象となります。

また、売上高が30%以上減少していない場合でも、令和3年10～12月の売上高が連続2か月15%以上減少している場合は、第3弾えひめ版応援金（県単独事業）の対象となりますので、事業者が事業の継続にご活用いただけるよう、貴団体HPに掲載するほか、傘下の事業者に対し両制度の周知と利用の呼び掛けを図ってくださいますようお願いいたします。